

久留米市中小企業先端設備等導入支援補助金

申請の手引き

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

令和8年7月1日(初版)

久留米市商工観光労働部 商工政策課

1. 制度概要

市内中小企業者の賃上げ環境の整備を図ることを目的として、「先端設備等導入計画」の認定を受けた市内中小企業者が、当該計画に基づく設備投資を行う場合に、設備導入に係る経費の一部を助成します。

対象者 (詳細は、2ページをご確認ください)

久留米市内で事業を営む中小企業、個人事業者

対象事業 (詳細は、3ページをご確認ください)

令和7年4月1日以降に久留米市から認定(変更認定)を受けた「先端設備等導入計画」に基づく、市内事業所への補助対象設備の導入

対象設備 (詳細は、3ページをご確認ください)

当該計画に基づき導入する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備
※ 当該計画において固定資産税等の課税標準の特例の対象となるもの
(設備の種類に応じて最低取得価格の設定があります。)

対象経費 (詳細は、4ページをご確認ください)

補助対象設備の取得費用

補助額

補助対象経費 × 補助率 で算出

補助上限額 500万円 補助率 1/2

算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

申請期限等

必要書類をご準備の上、令和8年12月28日(月)までにご申請ください。
ただし、予算の上限に達した場合、申請受付を早期に終了することがあります。

ご不明な点がございましたら、巻末の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

2. 補助対象者

以下の（１）～（６）までの全ての要件を満たす事業者が対象となります。

（１）中小企業等経営強化法第２条第１項に該当する「中小企業者」

業種分類		中小企業等経営強化法第２条第１項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他*		３億円以下	３００人以下
卸売業		１億円以下	１００人以下
小売業		５千万円以下	５０人以下
サービス業		５千万円以下	１００人以下
政令 指定 業種	ゴム製品製造業**	３億円以下	９００人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
	旅館業	５千万円以下	２００人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

※「中小企業者」に該当する法人形態等

- ・個人事業主
- ・会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 等
（一般社団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等は対象外）

（２）先端設備等導入計画※に係る認定申請又は変更認定申請を令和７年４月１日以降に行い、久留米市の認定を受けていること

※ 先端設備等導入計画については、９ページをご確認ください。

（３）市税を滞納していないこと

（４）市内の事業所において、常時使用する従業員※を１名以上雇用している者

※ 常時使用する従業員：労働基準法第２０条の規定に基づく「解雇の予告」を必要とする者

（５）みなし大企業でないこと ※ みなし大企業については８ページをご確認ください。

（６）次のいずれかに該当する者でないこと

- ア 宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第４条第２項に規定する宗教法人
- イ 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
- エ 暴力団、暴力団員及び、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
（法人の場合は、代表者及び役員等が上記に該当しないこと。）
- オ その他、補助金の目的及び趣旨から市長が適切でない判断する者

3. 補助対象事業・補助対象設備

(1) 補助対象事業

本事業では、以下の全ての要件を満たす事業が補助対象となります。

【補助対象事業】

- ・本市から認定（変更認定）を受けた先端設備等導入計画（令和7年4月1日以降の認定に限る。）に基づく事業
- ・上記計画において、雇用者給与等支給額※の増加率が1.5%以上となる賃上げを実施する方針を従業員に対して表明していること
 - ※ 中小企業等経営強化法施行規則第25条第4項に規定する雇用者給与等支給額
- ・久留米市内に立地する事業所へ補助対象設備を導入するもの
- ・補助金交付決定後に発注・契約したもの
 - ※ 見積書は交付決定前に取得して問題ありません。

【対象外となる事業】

- ・市外の事業所への設備の導入
- ・交付決定前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む。）が行われた事業

(2) 補助対象設備

本事業では、以下の全ての要件を満たす設備が補助対象となります。

【補助対象設備】

- ・中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項で規定する中小企業の生産性の向上に特に不可欠な設備
 - （次の算式により算定した年平均の投資利益率が5パーセント以上となることが見込まれる投資計画に記載され、投資の目的を達成するために必要不可欠なもの）
- $$\text{投資利益率} = \frac{\text{各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額※の平均}}{\text{設備の取得価額の合計額}}$$
- ※ 設備の取得等をする年度の翌年度以降3カ年度におけるものに限る。
- ・中古品でないこと
 - ・リース契約及び割賦販売契約に基づき導入するものでないこと
 - ・以下の表における設備の種類に応じた取得価額※等の要件を満たす設備
 - ※ 資産の購入代価とその資産を事業の用に供するために直接用した費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産の購入のために要した費用を含む。）

設備の種類	最低取得価額（1台・1基又は1設備）
機械及び装置	160万円以上
器具及び備品	30万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
建物付属設備	60万円以上
※家屋と一体で課税されるものは対象外	

4. 補助対象経費

以下の（１）～（４）までの全ての要件を満たす経費が対象となります。

- （１） 補助対象事業における補助対象設備の導入に要する経費
- （２） 交付決定日以降に発生したもので、事業者が本事業で定める事業期間内（最長で令和9年2月28日まで）に支払いと事業遂行が完了した経費
- （３） 他の機関又は他の制度において助成を受ける経費と重複していない経費
- （４） 支払証拠資料（振込受領書、領収書等）により 支払の事実が確認できる経費

【対象外となる経費】

- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 振込等手数料、インターネットバンキング利用料等
- ・ 交付決定前に発注・契約、購入、支払い（前払いを含む）が行われた経費
- ・ 国や県等が実施する他の制度から助成を受ける経費
- ・ 自社内部やフランチャイズチェーン本部との取引によるもの
（フランチャイズチェーン指定の設備を本部以外から購入する場合を含む）
- ・ （開業していない）個人からの購入やオークションによる購入
- ・ 支払証拠資料により支払いの事実が確認できない経費

【留意事項】

- ・ 補助金執行の適正確保のため、原則、口座振込（銀行振込）により支払を行ってください。また、支払いは必ず申請する事業者の名義（法人は法人名義）で行ってください。
- ・ やむを得ず、現金払・クレジットカード払等、他の決済手段を利用する場合は、事前にご相談ください。（事前相談なく口座振込以外の決済手段を選択し、支払証拠資料が揃わない場合は、補助対象外となります。）
- ・ 自社振出・他社振出に関わらず、小切手・手形・相殺による支払は不可です。
- ・ 入手価格の妥当性を証明できるよう、できるだけ相見積りを取り、購入先を検討する等、適正な出費に努めてください。

5. 申請から交付までのながれ

申請の前に【先端設備等導入計画の認定を受けていない場合】

市に先端設備等導入計画の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

9 ページ「7. 先端設備等導入計画について」をご確認の上、必要書類の提出をお願いします。

※計画の認定申請と同時に、当補助金の交付申請を行うことができます。

(1) 交付申請

交付申請は、下記のいずれかの方法により行ってください。

- ① 補助金申請システム jGrants※を利用しオンライン申請（ファイル一括提出）
- ② 紙媒体で書類をご準備の上、郵送又は窓口へ提出

※補助金申請システム jGrants の利用には、「gBizID プライム」のアカウントが必要となります。gBizID の詳細については、gBizID WEB サイトをご確認ください。

【gBizID WEB サイト】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

申請に必要な書類については、「6. 提出書類」（7 ページ）をご確認ください。申請順に審査を行います。なお、必要に応じて、現地確認の実施や追加資料の提出を求められることがあります。

①の場合は、当申請の手引きに加え、「オンライン申請にあたっての留意事項」をご確認ください。（システム内の補助金概要ページよりダウンロード可能です。）

②の場合は、差出人住所・氏名を封筒裏面に記載し、下記宛先に（簡易書留、レターパック等の追跡できる方法での）郵送、又は窓口までご持参ください。

受付期間 : 令和8年12月28日（月）まで **【当日消印有効】**
※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。

宛 先 : 〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所 商工政策課

(2) 審査・結果通知

申請受付後、市による審査を経て、受付後2～3週間を目途に、交付又は不交付決定通知を郵送します。

(3) 事業実施

事業の実施（契約締結や発注など）は、交付決定通知日以降におこなってください。
事業実施の前に、実績報告にて提出が求められている書類をご確認ください。

※ 事業開始日の確認資料の例：発注書、申込書、契約書、注文時の FAX または電子メール、注文履歴画面の写し、相手からの受注確認書・請書 など
(いずれの場合も発注・申込・契約日の記載が必須)

(4) 実績報告

「6. 提出書類」(7 ページ) をご確認ください、手続きに必要な書類をご準備ください。提出先は「(1) 交付申請」と同じ、商工政策課です。

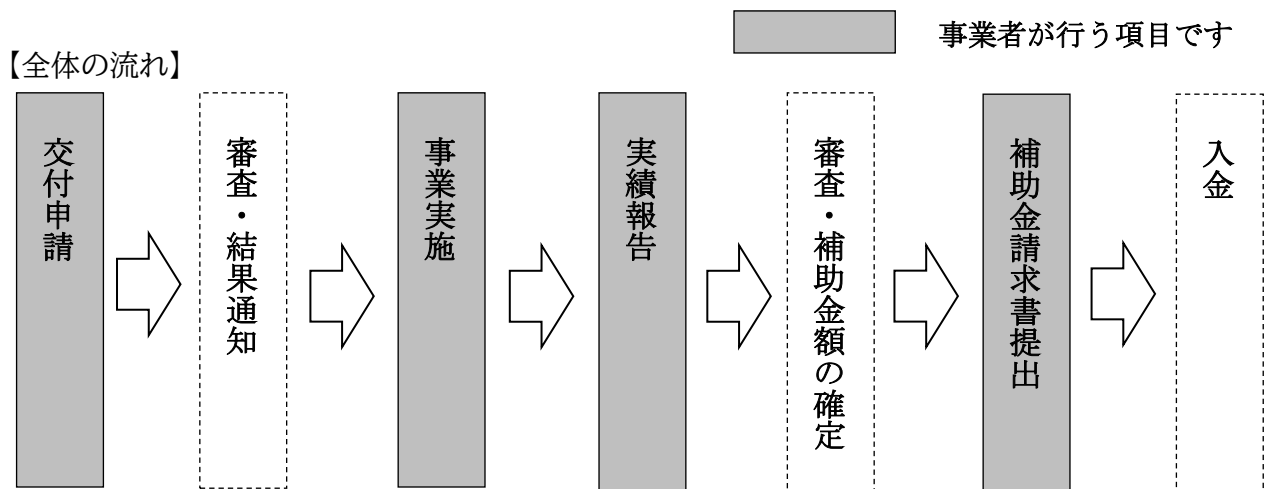
補助金申請システム jGrants を利用して交付申請を行った場合は、実績報告についてもオンラインにより行ってください。

報告期限は、実施期間完了日の翌日から起算して1ヶ月を経過した日（最長で令和9年3月12日まで）となります。（取り組み完了後、速やかに実績報告をお願いします。）

(5) 補助金額の確定・入金

実績報告書類を市で審査し、補助金額を確定します。金額確定後、市から申請者に確定通知と補助金請求書等支払いに必要な書類を送付します。

請求書等支払いに必要な書類を提出後、2～3週間を目安に入金となります。



(6) 事業実施後の状況報告（事業実施後5年間）

本補助金の交付を受けた事業者は、補助事業完了後5年間にわたり、毎年度、本市が指定する期日までに、事業実施後の状況報告書（第7号様式）を提出してください。

本報告は、本補助事業による効果（労働生産性の向上、賃上げの状況等）を把握し、今後の施策の検討等に活用することを目的として実施するものです。

提出資料（報告書添付資料）、提出時期については、別途通知します。

6. 提出書類

提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
また、申請書等の様式や記入例は、市ホームページ（下記 URL）からダウンロードできます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2026-0617-1553-74.html>



(1) 交付申請時

NO.	申請書類	備考
1	交付申請書兼誓約書	第1号様式
2	事業計画書	第2号様式
3	収支予算書	第3号様式
4	役員等調書及び照会承諾書	第4号様式
5	先端設備等導入計画認定書及び認定を受けた計画書の写し	申請時に認定を受けていない場合は、計画認定申請書類一式の写し
6	見積書・カタログ等、積算の根拠資料	見積書は写しで可
7	市税の滞納なし証明書の写し	発行から3か月以内のもの
8	市内事業所で事業を営んでいることが確認できる書類	法人：登記事項証明書の写し 個人：確定申告書の写し 等

(2) 実績報告時

NO.	申請書類	備考
1	実績報告書	規則第10号様式
2	事業報告書	第5号様式
3	収支決算書	第6号様式
4	支出した経費の事実を証明する書類	①銀行振込（明細）受領書・領収書等、預金通帳の写し、インターネットバンキングの取引履歴・入出金明細の画面印刷 等 ②納品書・請求書等の写し ③発注書・契約書等の事業開始日が確認できる資料
5	導入した設備等の写真	①設備の設置状況がわかるもの ②銘板等、設備の型式がわかるもの ※①②ともに1設備につき1枚以上

【留意事項】

- ・ 銀行振込（明細）受領書、領収書等は、市が確認後に写しを取り、原本を返却します（原本の提出が必要です）。
- ・ インターネットバンキングの取引履歴・入出金明細の画面印刷については、振込の実行が確認できる必要があります。（振込実行前に出力される「振込受付」「受付済み」の状態では、経費支払の証拠資料として不十分です。）
- ・ 請求書、納品書等については、発行日や総額だけではなく、導入設備の内訳が確認できる必要があります。
- ・ 補助金の交付申請及び実績報告の記載において使用できる通貨の単位については、日本国通貨（円）に限ります。
- ・ 必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

【2ページの補足】 みなし大企業について

中小企業基本法に規定する中小企業者以外であって、資本金又は出資金の総額が3億円を超えるもの（以下、「大企業」という。）との関係において、次の①～③に掲げるいずれかに該当する場合は、「みなし大企業」として本事業の補助対象者から除外します。

- ① 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合
- ② 発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有している場合
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている場合

7. 先端設備等導入計画について

(1) 先端設備等導入計画とは

中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画で、市に申請を行い、認定を受ける必要があります。

主な要件	内容
対象者	市内に事業所を有する、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者
計画期間	計画認定から3年、4年又は5年
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ※ 労働生産性の算定式 (営業利益+人件費+減価償却費) ÷ 労働投入量
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属備品 等

(2) 先端設備等導入計画のメリット

計画の認定を受けた場合、税制支援や金融支援などを活用することができます。

◆固定資産税等の課税標準の特例

適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明 ・認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載され、投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5%以上の賃上げ表明：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明：5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

(3) 認定申請手続きについて

申請書等の様式や手続きの詳細については、市ホームページ（下記 URL）に掲載しております。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2023-0303-1323-74.html>



8. 申請にあたっての留意点・お問い合わせ先

- ・交付決定を受けた後、本事業の経費や内容を変更しようとする場合又は本事業を中止する場合には、事前に市の承認を得なければなりません。申請内容等に変更が生じる場合は、速やかに市に連絡をお願いします。
- ・補助交付決定において、補助金の交付額が申請書に記載された補助申請額より減額される場合があります。
- ・補助金交付決定後は、原則、補助金の交付予定額が上限額となります。
- ・必要に応じ、本補助金が適正に活用されているか確認を行うため、書類の追加提出及び説明を求める場合や、現地確認等を行う場合があります。
- ・補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、久留米市に補助金を返還していただきます。
- ・補助金の振込先は、申請者名義の口座に限られます。(法人は法人又は法人代表者名義の口座、個人は申請者本人名義の口座)
- ・補助事業により取得した財産は、当補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならず、市の承認を得ずに処分(廃棄、転売等)をしてはなりません。
 - ※ 取得財産の処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を準用します。
- ・補助対象事業に係る全ての帳簿及び関係書類について、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。ただし、補助対象設備のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければなりません。
- ・申請された事業者の方に、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。
- ・補助金は会計上、支払額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります(消費税の課税対象とはなりません)。また、本補助金は、所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)または法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する国庫補助金等に該当します。したがって、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得または改良に充てた場合には、所得税法第42条または法人税法第42条の規定を適用できる可能性がありますので、詳細については、税理士や所轄税務署におたずねください。

お問い合わせ先 (受付時間：平日9時から17時)

久留米市 商工観光労働部 商工政策課

電 話：0942-30-9133

ファックス：0942-30-9707

メー ル：syoko@city.kurume.lg.jp